

## 入善町空き家及び空き地対策の推進に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、空き家及び空き地の適正な管理並びに活用の促進を図るため、所有者等及び町の責務を明らかにするとともに、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）の施行に必要な事項を定めるほか、空き地対策に関して必要な事項を定めることにより、町民の生活環境の保全及び安全安心のまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において「空き家」又は「特定空き家」とは、それぞれ法第2条第1項又は第2項に規定する空家等又は特定空家等をいう。

2 この条例において「空き地」とは、宅地（類する土地を含む。）であって、現に建築物の敷地でない土地その他人が使用していない土地（農林業用地を除く。）をいう。

3 この条例において「特定空き地」とは、そのまま放置すれば立木竹の倒木等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切であると認められる空き地をいう。

### (所有者等の責務)

第3条 空き家又は空き地の所有者又は管理者、相続人等（以下「所有者等」という。）は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空き家又は空き地の適切な管理に努めなければならない。

### (町の責務)

第4条 町は、特定空き家及び特定空き地の発生を未然に防止するよう努めるとともに、所有者等による適切な管理及び活用の促進がなされるよう必要な施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

### (対策計画の策定)

第5条 町長は、空き家及び空き地に関する対策（以下「空き家等対策」という。）を総合的かつ計画的に実施するため、入善町空き家等対策計画（以下「対策計画」という。）を定めるものとする。

### (協議会の設置)

第6条 町が行う空き家等対策の適切な推進に資するため、入善町空き家等対策協

議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 対策計画に関して、町長に対して意見を述べること。
- (2) 第12条第1項に規定する特定空き家又は特定空き地の認定について、町長に対して意見を述べること。
- (3) 第16条に規定する代執行について、町長に対して意見を述べること。
- (4) その他町長が必要と認めること。

3 協議会の委員は、副町長並びに町長が委嘱する地域住民の代表者、学識経験者及びその他町長が認める者で構成するものとし、定数は7人以内とする。

4 協議会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前4項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。  
(立入調査等)

第7条 町長は、空き家又は空き地の所有者等を把握するための調査その他空き家又は空き地に関し、この条例の施行のために必要な調査を行うことができる。

2 町長は、第12条から第16条までの規定の施行に必要な場合は、当該職員又はその委任した者に、当該空き家又は空き地への立入調査を行わせることができる。

3 町長は、前項の規定により立入調査を行うときは、その5日前までに、当該空き家又は空き地の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 町長は、第2項の規定により立入調査を行う場合、必要があると認めるときは、専門的な知識を有する者その他必要な者を同行させ、意見を求めることができる。

5 第2項の規定により空き家又は空き地を立入調査する者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

6 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(所有者等に関する情報の利用等)

第8条 町長は、町が行う事務又は事業において保有する情報であつて、空き家又は空き地の所有者等に関する情報について、法及びこの条例の施行に必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために、内部で利用し、又は提供を求めることができる。

(データベースの整備等)

第9条 町長は、空き家及び空き地に関するデータベースの整備その他これらに関する正確な情報を把握するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(所有者等による空き家及び空き地の適切な管理の促進)

第10条 町は、所有者等による空き家及び空き地の適切な管理を促進するため、所有者等に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

(空き家及び空き家の跡地並びに空き地の活用等)

第11条 町は、空き家及び空き家の跡地並びに空き地に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

(特定空き家又は特定空き地の認定)

第12条 町長は、第7条の調査により空き家又は空き地が特定空き家又は特定空き地と認められるときは、特定空き家又は特定空き地として認定する。

2 前項に定める特定空き家又は特定空き地の認定に関し必要な事項は、規則で別に定める。

(助言又は指導)

第13条 町長は、前条第1項の規定により認定した特定空き家又は特定空き地の所有者等に対し、当該特定空き家又は特定空き地に関し、建築物の除却又は修繕、立木竹の伐採、除草その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空き家又は特定空き地については、建築物の除却を除く。以下次条において同じ。）をとるよう助言又は指導をすることができる。

(勧告)

第14条 町長は、前条の規定により助言又は指導を行った場合において、なお当該特定空き家又は特定空き地の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、建築物の除却又は修繕、立木竹の伐採、除草その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

2 町長は、前項の規定による勧告を行おうとするときは、あらかじめ当該勧告に係る者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(命令等)

第15条 町長は、前条の規定により勧告を受けた特定空き家又は特定空き地の所有者等が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとるよう命ずることができる。

2 町長は、前項の措置を命じようとする場合は、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付し、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

3 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から5日以内に、町長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。

4 町長は、前項の規定により意見の聴取の請求があつた場合は、第1項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。

5 町長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合は、第1項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の3日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。

6 第4項に規定する者は、意見の聴取に際し、証人を出席させ、自己に有利な証拠を提出することができる。

7 第4項に規定する意見の聴取の方法については、前3項に定めるもののほか、入善町行政手続条例（平成7年入善町条例第22号。第18条において「手続条例」という。）に定める聴聞の手続の例による。

（代執行等）

第16条 町長は、前条第1項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

2 前条第1項の規定により必要な措置を命じた場合において、過失がなくその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき（過失がなく第13条の助言若しくは指導又は第14条の勧告が行われるべき者を確知することができない

ため前条第1項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。)は、町長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。その場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、町長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。

(公示等)

第17条 町長は、第15条第1項の規定による命令をした場合は、標識の設置その他規則で定める方法により、その旨を公示するものとする。

2 前項の標識は、第15条第1項に規定する命令に係る特定空き家又は特定空き地に設置することができる。この場合においては、当該特定空き家又は特定空き地の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

(適用除外)

第18条 第15条第1項に規定する命令については、手続条例第3章(第12条及び第14条を除く。)の規定は、適用しない。

(緊急安全措置)

第19条 町長は、特定空き家又は特定空き地の状態に起因して、人の生命、身体又は財産に危害が及ぶと認めるときは、これを回避するために必要な最小限度の措置を講ずることができる。

2 町長は、前項の措置を講ずるときは、当該特定空き家又は特定空き地の所在地及び当該措置の内容を当該特定空き家又は特定空き地の所有者等に通知し、又は所有者等を確知することができない場合にあっては公告しなければならない。

3 第1項の措置に要した費用は、当該特定空き家又は特定空き地の所有者等の負担とする。

(関係機関との連携)

第20条 町長は、前条の措置を講ずるにあたり必要があると認めるときは、町の区域を管轄する警察その他の関係機関に対し、必要な協力を要請するものとする。

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第22条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第15条第1項の規定による命令に違反した者（法第16条第1項に定める過料に処された者を除く。）
- (2) 第7条第2項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者（法第16条第2項に定める過料に処された者を除く。）

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第7条第2項から第6項まで、第12条から第20条まで及び第22条の規定は、平成29年7月1日から施行する。